1. 商品名(愛称)	納 税 準 備 預 金
	※2024年4月1日より新規お取扱い(口座開設)を中止してい
	<u>ます。</u>
2. 販売対象	・法人および個人
3.期間	・期間の定めはございません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・租税納付の目的に応じて随時払い戻します。
6.利息(1)適用金利(2)利払頻度(3)計算方法	 ・租税納付のために払い戻した場合は毎日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利) ・毎年2月と8月の当行所定の日に納税準備預金元本に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算によって
(4) 課 税7. 手数料	100円として1年を303日とする日間可算によりで計算します。 ・原則非課税扱です。
8. 付加できる 特約事項	
9. 中途解約時の 取扱い	
10. その他参考となる事項	・利息には課税されません。ただし、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息に対して、課税されます。また、預金者が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄組合の組合員である場合は、その払戻額の合計額が同法に定める一定の金額以下のときは、所得税がかかりません。 ・なお、課税となる場合、平成25年1月1日~令和19年12月31日までにお受け取りになる利息には復興特別所得税が追加課税されます。個人:20.315%(国税15.315%、地方税5%)法人:総合課税 ・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。 ・金利については窓口までお問い合わせ願います。

- 11. 当行が契約 している指定 紛争解決機関
- ・一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室電話番号 0570-017109または 03-5252-3772